（低引火点燃料船）

第百条の三　低引火点燃料船は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　低引火点燃料による危険性を最小限度にとどめるため管海官庁が必要と認める基準に適合する通風装置、計測装置（温度計測装置その他の機関の状態を計測する装置をいう。）、制御装置及び安全装置（警報装置その他の機関に異常が生じた場合に作動する装置をいう。次号及び第三号において同じ。）を備え付けたものであること。

二　安全装置に故障を生じた場合又は低引火点燃料が漏えいした場合においても、機関の損傷又は当該機関の取扱者に対する危険を生じないように適切な措置が講じられたものであること。

三　船舶の推進に関係のある機関は、安全装置が作動した場合においても船舶の推進力を保持し、又は速やかに回復する措置が講じられたものであること。

四　機関区域（低引火点燃料を使用する内燃機関のある区域その他低引火点燃料が漏えいするおそれのあるものに限る。）及び燃料タンクを設ける場所内において火災又は爆発が発生した場合においても船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障を及ぼすことのないように適当な措置が講じられたものであること。

五　危険場所（低引火点燃料が漏えいし、又は蓄積するおそれのある場所をいう。次号において同じ。）は、爆発及び火災の危険性を考慮してできる限り少なくなるように配置したものであること。

六　危険場所に備え付ける設備が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　船舶の航行のために必要最小限のものであること。

ロ　管海官庁が適当と認める爆発防止のための措置が講じられていること。

七　低引火点燃料を使用する補機及び管装置は、いかなる使用状態においても低引火点燃料が漏えいしない構造のものであること。

八　低引火点燃料船の機関に関する基準に適合していることを明らかにする書面を船内に備え置いたものであること。

九　前各号に定めるもののほか、低引火点燃料の性状を考慮して、船舶の航行の安全を保持し、又はその機関の損傷を防止するために管海官庁が必要と認めて指示する措置が講じられたものであること。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四編　常用危険物（第三百八十八条―第三百九十条）」を「第四編　常用危険物
第一章　常用危険物の貯蔵（第三百八十八条・第三百八十九条）
第二章　低引火点燃料船の作業要件（第三百八十九条の二―第三百八十九条の十二）
第三章　摂氏四三度以下の油（第三百九十条）」に改める。

第三百三十九条第二項中「船舶機関規則」の下に「（昭和五十九年運輸省令第二十八号）」を加える。

第四編中第三百八十八条の前に次の章名を付する。

第一章　常用危険物の貯蔵

第四編中第三百八十九条の次に次の一章を加える。

第二章　低引火点燃料船の作業要件

（適用）

第三百八十九条の二　この章の規定は、低引火点燃料船（船舶機関規則第百条の二に規定する低引火点燃料船をいう。第三百九十条において同じ。）であつて、メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する船舶に適用する。

（燃料タンク等の環境制御）

第三百八十九条の三　イナート・ガスにより燃料タンク及び燃料配管内のガスを置換した後でなければ乾燥した空気により燃料タンク及び燃料配管内のガスを置換してはならない。

第三百八十九条の四　二次防壁（燃料を貯蔵するために二の防壁を設ける場合の外側の防壁をいう。次項において同じ。）が設けられている燃料タンクに燃料を貯蔵する場合は、当該燃料タンクに係る船倉区域（燃料タンクが設けられている区域であつて、船体構造部材により閉囲されているものをいう。次項において同じ。）及び防壁間区域を乾燥したイナート・ガスによりその状態を不活性なものとしなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2　二次防壁が設けられていない燃料タンクであつて冷却装置を備え付けるものに燃料を貯蔵する場合は、当該燃料タンクの船倉区域を乾燥した空気により環境制御しなければならない。

（燃料タンクの圧力逃し弁）

第三百八十九条の五　異常な事態が生じた場合において、燃料タンクの圧力逃し弁と当該タンクとの間の空気管の流路を遮断するときは、次に掲げるところによらなければならない。

一　船長の監督の下に、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長又は船級協会が適当と認める操作手引書に記載されている手順に従つて行うこと。

二　当該圧力逃し弁に当該流路が遮断されている旨の表示をすること。

（燃料供給装置）

第三百八十九条の六　燃料供給管の自動弁が作動したことにより燃料の供給が遮断された場合は、次に掲げるところによらなければならない。

一　燃料の供給が停止している旨を燃料供給管の自動弁の操作場所及び機関室内の見えやすい場所（燃料の漏えいにより自動弁が作動した場合に限る。）に表示しておくこと。

二　燃料供給管の自動弁が作動した原因を除去するまで燃料の供給を再開しないこと。

（燃料補給管）

第三百八十九条の七　燃料補給管は、燃料の補給に使用する場合を除き、新鮮な空気により置換された状態に維持しなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。